

平成 28 年 10 月 25 日

事 務 連 絡

大学コンソーシアム佐賀

関係者各位

大学コンソーシアム佐賀事務局

コーディネーター

藤木良子

送付状

平素よりお世話になっております。「大学コンソーシアム佐賀における単位互換に関する協定書」及び実施要項の締結が完了致しましたので、送付させていただきます。各大学ご査収いただき、保管をお願い申し上げます。大変お待たせいたしましたして誠に申し訳ありません。今後ともよろしくお願い申し上げます。

大学コンソーシアム佐賀事務局

コーディネーター

藤木良子

Tel:0952-28-8892

Fax:0952-28-8170

Mail:ss6560@cc.saga-u.ac.jp

## 大学コンソーシアム佐賀における単位互換に関する協定書

大学コンソーシアム佐賀の正会員である大学等（以下「各大学」という。）は、相互の交流と協力を促進し、教育研究の活性化及び教育課程の充実を図ることを目的とし、次のとおり協定を締結し、単位互換を行うことに合意する。

### （授業科目の履修）

第1条 各大学は、いずれかの大学に在学する学生が他の大学で開設する授業科目を履修し、単位を修得することを認める。

### （受入学生の身分）

第2条 前条により授業科目を履修する学生は、特別聴講学生として取り扱う。

2 この協定書に定めがあるもののほか、特別聴講学生（以下「学生」という。）に関し必要な事項は、各大学が別に定めるものとし、学生は各大学が定めた事項を遵守しなければならない。

### （履修方法等）

第3条 学生の履修方法及び試験実施方法は、受入大学の定めるところによる。

### （単位の授与等）

第4条 学生が履修した授業科目の成績の評価については、受入大学の定めるところによる。

2 学生が履修した授業科目の単位の認定については、所属大学の定めるところによる。

### （授業料等）

第5条 学生の授業科目の履修に係る検定料、入学料及び授業料は、相互に徴収しない。ただし、放送大学が受け入れる学生の授業料にあっては放送大学が定め、又放送大学が派遣する学生の授業料にあっては、各大学の定めるところによる。

### （施設及び設備の利用）

第6条 履修上必要な施設、設備等の利用に当たり、学生が当該科目を履修することにより十分な学習効果が得られるように配慮するものとする。

### （改廃）

第7条 本協定書の改廃については、学長間の協議によるものとする。

(雑則)

第8条 この協定に定めるもののほか、単位互換の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(旧協定等の失効)

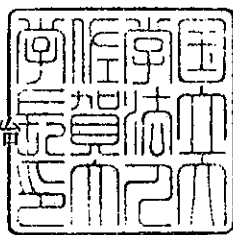
第9条 大学コンソーシアム佐賀における単位互換に関する協定書（平成20年5月31日締結）及び大学コンソーシアム佐賀における単位互換の実施に関する覚書（平成25年3月18日締結）は、この協定の締結をもって、その効力を失うものとする。

この協定の締結の証として、協定書6通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

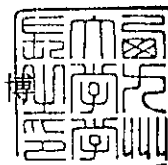
佐賀大学長

宮崎 耕治



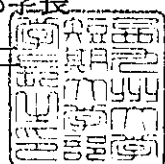
西九州大学長

向井 常博



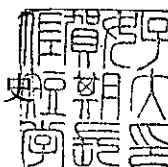
西九州大学短期大学部学長

福元 裕二



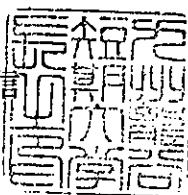
佐賀女子短期大学長

南里 悦史



九州龍谷短期大学長

後藤 明信



放送大学長

岡部 洋

